

令和7年度事業計画書

一般財団法人岐阜県交通安全協会

目 次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 第 1 | 交通事故情勢 | 1 |
| 第 2 | 交通安全活動推進要領 | 2 |
| 1 | 高齢者の交通事故防止 | |
| 2 | こどもの交通事故防止 | |
| 3 | 横断歩道における歩行者最優先の徹底 | |
| 4 | 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 | |
| 5 | 自転車等の安全利用の促進 | |
| 6 | 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 | |
| 7 | 夕暮れ時以降の交通事故防止 | |
| 第 3 | 交通安全対策事業 | 6 |
| 1 | 交通安全運動等の推進 | |
| 2 | 交通安全大会等の実施 | |
| 3 | 交通安全広報・啓発活動の推進 | |
| 4 | 交通安全教室の開催 | |
| 5 | 関係機関・団体等との連携強化 | |
| 6 | 表彰 | |
| 第 4 | 交通安全協力事業 | 9 |
| 第 5 | 受託事業 | 10 |
| 第 6 | 会議 | 11 |

令和 7 年 交通安全年間スローガン

<運転者（同乗者を含む）向け>
守ろうよ チャイルドシートで 子の未来

<歩行者・自転車利用者向け>
危険です ながらスマホで 踏むペダル

<こども向け>
青だけど 自分の目で見ても たしかめて

第 1 交通事故情勢

1 県下の交通事故発生状況

| 区 分 | 人身件数 | 死者数 | 負傷者数 |
|--------|--------|---------|--------|
| 令和 6 年 | 2,847 | 70 | 3,497 |
| 令和 5 年 | 3,077 | 50 | 3,806 |
| 増 減 数 | - 230 | + 20 | - 309 |
| 増 減 率 | - 7.5% | + 40.0% | - 8.1% |

2 死亡事故（67 件、70 人）の特徴

令和 6 年中の死亡事故は 67 件 70 人発生し、死者数は前年より 20 人増加した。全国での岐阜県の位置（ワースト順位）は、死者数 12 位、増減数 1 位、増減率 4 位であった。

また、人口 10 万人当たりの死者数は 3.63 人で、全国ワースト 7 位（全国：2.14 人）であった。

- 夜間の事故が増加
夜間の事故が 36 件（37 人）で、前年より 14 件増加し、全事故（67 件）の 53.7% を占め、特に車対歩行者の事故 19 件と夜間事故の半数以上を占めた。
- 交差点での事故が増加
交差点での事故が 30 件で、前年より 14 件増加し、全事故の 44.8% を占め、このうち信号の無い交差点での事故が 25 件と交差点事故の大半を占めた。
- 歩行者の死者が増加
歩行者の死者が 25 人で、前年より 14 人増加し、全死者（70 人）の 35.7% を占め、このうち道路横断中の死者が 21 人（うち横断歩道横断中 5 人）であった。
- 高齢者の死者が 6 割強
高齢者の死者が 43 人で、前年より 4 人増加し、全死者の 61.4% を占め、このうち歩行中が 20 人（いずれも 75 歳以上）で、高齢死者 46.5% を占めた。
- 自動車乗車中の死者が約 4 割
自動車乗車中の死者が 26 人で、前年より 3 人増加し、全死者の 37.1% を占め、このうちシートベルト非着用者が 12 人で、自動車乗車中死者の 46.2% を占め、10 人が着用していれば死亡には至らなかったと思われる。
- 50～64 歳の運転者による事故 25 件（前年比+18 件）
- 40～64 歳の死者 20 人（前年比+15 人）うち自動車乗車中 13 人（前年比+10 人）
- 二輪乗車中の死者 11 人（前年比+ 8 人）うち自動二輪 9 人（前年比+ 8 人）

<月別死者数>

| 区 分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| R 6 | 6 | 6 | 3 | 1 | 4 | 8 | 3 | 6 | 6 | 5 | 10 | 12 |
| R 5 | 2 | 2 | 1 | 8 | 1 | 5 | 6 | 3 | 6 | 11 | 3 | 2 |
| 増減数 | +4 | +4 | +2 | -7 | +3 | +3 | -3 | +3 | 0 | -6 | +7 | +10 |

<年別死者数推移>

| 年 別 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年間死者数 | 93 | 106 | 90 | 75 | 91 | 84 | 43 | 61 | 75 | 50 | 70 |
| 指 数 | 100 | 114 | 97 | 81 | 98 | 90 | 46 | 66 | 81 | 54 | 75 |

注：指数は H26 を 100 として算出

<岐阜県警察本部交通企画課【交通事故統計資料】参照>

第2 交通安全活動推進要領

岐阜県交通安全協会は、令和6年中の交通事故情勢を踏まえ「安全で快適な交通環境」を実現するため、本年の活動重点を

- ・ 高齢者の交通事故防止
- ・ こどもの交通事故防止
- ・ 横断歩道における歩行者最優先の徹底
- ・ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ・ 自転車等の安全利用の促進
- ・ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ・ 夕暮れ時以降の交通事故防止

と定め、各地区協会と共同して効果的な交通安全活動を推進するとともに、岐阜県公安委員会から指定を受けた「交通安全活動推進センター」の機能を充実させ、警察をはじめ関係機関・団体と緊密に連携し、以下の諸対策を推進する。

1 高齢者の交通事故防止

| 推 進 項 目 | 推 進 事 項 |
|--------------------------|---|
| (1) 交通安全意識の高揚を図るための啓発 | <p>ア 高齢者家庭の訪問指導を推進し、高齢者の交通事故防止について家族全員で話し合うなど、家庭における交通安全意識の高揚に努める。</p> <p>イ 道路の安全な横断方法の周知、反射材用品の着用など、正しい交通ルール・交通マナーに関する啓発を推進する。</p> |
| (2) 交通安全教育・指導の推進 | <p>県警、地域交通安全活動推進委員、高齢者交通安全指導員等の協力を得て、自転車シミュレータを活用した自転車安全運転体験出前講座、高齢者交通安全大学など参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、高齢者自らが交通安全行動を実践するための教育を推進する。</p> |
| (3) 高齢運転者に対する交通事故防止対策の推進 | <p>ア シルバー・ドライビング・スクールをはじめ、自動車学校の一日開放による運転適性診断を実施し、加齢に伴う身体的機能の変化が交通行動に及ぼす影響について啓発するとともに、安全運転を実践するための知識・技能を指導する。</p> <p>イ 高齢者講習及び高齢運転者の運転技能検査の適正な運用を図り、運転免許更新時講習の充実に努める。</p> <p>ウ 身体能力の低下により運転に不安のある高齢運転者等に対し、安全運転相談ダイヤル「#8080（シャープハレバレ）」の周知及び利用の促進を図るとともに、身体機能の変化を自覚する高齢運転者やその家族等には、運転免許証の自主返納制度について周知を図る。</p> |

2 こどもの交通事故防止

| 推 進 項 目 | 推 進 事 項 |
|--------------------------|--|
| (1) 家庭における交通安全意識の高揚 | 日常生活の場において家族が交通安全について話し合う活動を促進し、家庭における交通安全意識の高揚に努める。 |
| (2) 幼児交通安全クラブ、交通少年団活動の推進 | <p>ア 保育園、幼稚園において家族ぐるみの体験型交通安全教室を開催し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路は右端を歩く ・道路の横断は左右の安全を確認する <p>等の基本的な交通ルールを理解させる。</p> <p>イ 児童に対しては、交通少年団、スポーツ少年団等の団体の協力を得て、実践型交通安全教室を開催し、自転車の正しい乗り方をはじめ、信号機・道路標識の意味等の交通ルールを体得させる。</p> <p>ウ 交通安全こども自転車岐阜県大会を開催し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全リーダーの育成に努める。</p> |
| (3) 保護・誘導活動の推進 | 通学路において、保護者、教育関係者と連携して見守り活動を実施し、こどもの交通ルール遵守、交通マナー向上のための指導に努める。 |

3 横断歩道における歩行者最優先の徹底

| 推 進 項 目 | 推 進 事 項 |
|-----------------------------------|---|
| (1) 運転者に対する横断歩行者等の保護のための通行方法の周知徹底 | <p>ア 横断歩道や交差点付近では速度を落とすとともに、横断歩行者や横断しようとしている歩行者がいる場合は一時停止かつ歩行者の通行を妨げないなど、歩行者最優先のルール遵守を徹底する。</p> <p>イ 前方に横断歩道があることを知らせる道路標示「◇（通称ダイヤモンド）」の周知を図る。</p> <p>ウ 夜間は、ハイビームの活用などにより、横断歩行者の早期発見に努めるよう周知する。</p> |
| (2) 歩行者に対する安全な通行方法の指導の強化 | <p>ア 道路を横断する場合における横断歩道等の利用、横断の意思表示、横断前、横断中の安全確認の励行など、安全な横断方法について指導する。</p> <p>イ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、交通ルールやマナーを再確認させるとともに、自ら安全な行動ができるように指導する。</p> |

4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

| 推 進 項 目 | 推 進 事 項 |
|-----------------------------|--|
| (1) 飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化 | <p>ア 飲酒運転の危険性、悪質性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴え、規範意識の確立を図るなど、飲酒運転を根絶するための交通安全教育を推進するとともに、道路交通法の罰則及び行政処分について周知徹底する。</p> <p>イ 飲酒状態体験用ゴーグルを活用し、飲酒運転の危険性を体験させ、飲酒運転追放機運を醸成する参加・体験型の運転者教育を推進する。</p> <p>ウ 職場におけるアルコール検知器の普及と適正な活用の推進を図る。</p> |
| (2) 飲酒運転を許さない環境づくりの促進 | <p>ハンドルキーパー運動、乗り合わせキャンペーン、スリーチェックキャンペーンを推進し、家庭・地域・職場等が一体となり飲酒運転を許さない環境を整える。</p> |
| (3) 妨害運転（あおり運転）の根絶に向けた啓発の推進 | <p>思いやりや譲り合い気持ちをもった運転、被害防止のためのドライブレコーダの搭載、被害を受けた場合の車内からの安全な110番通報について周知を図る。</p> |

5 自転車等の安全利用の促進

| 推 進 項 目 | 推 進 事 項 |
|---------------------------|--|
| (1) 自転車の交通ルール遵守の徹底 | <p>ア 改正された「自転車安全利用五則」の周知に努め、自転車の正しい通行方法や歩行者の安全確保など、自転車利用者の交通事故防止に関するルールの普及啓発を強化する。</p> <p>イ 「ながら運転」、「飲酒運転」の罰則や危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する「自転車運転者講習制度」の周知を図る。</p> <p>ウ 高齢者交通安全大学校などにおいて、自転車シミュレータを使用した、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。</p> <p>エ 自転車安全利用推進月間を中心に、中学・高校生の通学時間帯における街頭啓発活動に努める。</p> |
| (2) ヘルメットの着用努力義務の周知 | <p>交通事故の被害を防止、軽減するため、全ての自転車利用者に対して、ヘルメットの着用努力義務を周知啓発する。</p> |
| (3) 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知 | <p>自転車販売店等を通じて、自転車損害賠償責任保険等への加入義務を周知するとともに、TSマークの普及促進のための積極的な広報活動に努める。</p> |

6 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

| 推 進 項 目 | 推 進 事 項 |
|--------------------------|--|
| (1) 参加・体験型交通安全教育の推進 | 交通事故の発生時における具体的な被害軽減効果を周知するとともに、JAF協力のもと、シートベルト着用効果体験車を活用した参加・体験型交通安全教育を推進し、着用率の向上を図る。 |
| (2) 月間における広報啓発活動の推進 | 6月の「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」には、あらゆる広報媒体を活用し、特に後部座席の着用率向上に向けた広報啓発活動を推進する。 |
| (3) チャイルドシートの正しい取付け方法の指導 | 市町村・保育園と連携し、保護者を対象としたチャイルドシートの正しい取付け方法の講習会を行うなど、実践的な指導を推進する。 |

7 夕暮れ時以降の交通事故防止

| 推 進 項 目 | 推 進 事 項 |
|---------------------------|---|
| (1) 歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発 | <p>ア 高齢者家庭訪問指導や交通安全教育を通じ、外出時には、明るく目立つ色の服装と反射材用品の着用を啓発する。</p> <p>イ 自転車利用者の対し、早めのライト点灯と自転車両側面への反射器材の装着について啓発する。</p> |
| (2) 運転者に対する安全運転の周知 | <p>ア 夕暮れ時の早めのライト点灯とハイビームの適切な使用について周知する。</p> <p>イ 高齢者講習等において、夜間における視界の狭さくなど視認性の低下による危険性が理解できる交通安全教育を推進する。</p> |
| (3) 街頭活動の強化 | 夕暮れ時を中心に、街頭での歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導や保護誘導活動、反射材用品の直接貼付を実施する。 |
| (4) 広報活動の推進 | 広報紙、ラジオ、広報車など各種広報媒体を活用し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける。 |

第 3 交通安全対策事業

岐阜県・県警察本部・県教育委員会・各地区交通安全協会その他関係機関・団体と連携して、次の事業を推進する。

1 交通安全運動等の推進

| 運 動 名 | 実 施 期 間 |
|-----------------------|-----------------------|
| 春の全国交通安全運動 | 4月6日(日) ～ 4月15日(火) |
| 夏の交通安全県民運動 | 7月11日(金) ～ 7月20日(日) |
| 秋の全国交通安全運動 | 9月21日(日) ～ 9月30日(火) |
| 年末の交通安全県民運動 | 12月11日(木) ～ 12月20日(土) |
| 自転車の安全利用推進月間 | 5月 10月 |
| シートベルト・チャイルドシート着用強調月間 | 6月 |

2 交通安全大会等の実施

| 名 称 | 推 進 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 交通安全県民大会 4月7日(月) | 春の全国交通安全運動の一環として、岐阜県交通安全対策協議会と共催し、交通安全活動に功労があった個人、学校、団体を表彰し、県民の交通安全意識の普及を図る。 |
| 交通安全こども自転車岐阜県大会 7月23日(水) | こどもに、安全で正しい自転車の乗り方を理解させ、交通の規範意識を醸成するため、県警察と共催で開催する。 (全国大会は、8月6日(水)に開催予定) |
| 自動車交通事故防止大会 9月19日(金) | 秋の全国交通安全運動を盛り上げるため、自動車会議所と共催し、県下の地区交通安全協会並びに自動車関係機関・団体の関係者が参加して、交通安全思想の高揚を図る。 |
| 身体障害者交通安全の集い 9月21日(日) | 身体障がい者に、ドライバーとしての交通規範と交通安全意識の高揚を図るため、高山自動車学校において岐阜県身体障害者福祉協会と共催して行う。 |

3 交通安全広報・啓発活動の推進

| 名 称 | 推 進 内 容 |
|-------------------------|--|
| 機関紙の発行とホームページ新着情報の活用 | 各季の交通安全運動の活動方針や交通安全協会の活動状況等を登載した「交通安全ぎふ」を年4回発行するほか、交通情勢に応じた情報をホームページに随時掲載する。 |
| 年間活動重点に応じたチラシ・パンフレットの作成 | 「シートベルトの着用」、「飲酒運転の根絶」、「自転車の安全利用五則の遵守」等に関するチラシ・パンフレットを随時作成し、一般ドライバー、こども及び高齢者等に重点を指向した広報活動を展開する。 |

| | |
|-----------------------|---|
| DVD、夜光反射材等交通安全啓発用品の活用 | 地域・職域における自主的な安全活動を促進するため、交通安全DVDを購入して学校・事業所等へ貸し出すほか、交通事故実態に即応した交通安全グッズを地区交通安全協会へ配付する。 |
|-----------------------|---|

4 交通安全教室の開催

| 推進事項 | 推進内容 |
|--------------|---|
| 年代別交通安全教室の開催 | 県協会傘下の自動車学校において、幼児、小・中学生、高校生及び高齢者など年齢に応じた交通安全教室、交通安全講話などを開催し、歩行者・自転車利用者及び高齢運転者の交通事故防止を図る。 |

5 関係機関・団体等との連携強化

(1) 地区交通安全協会

| 推進事項 | 推進内容 |
|---------------------|--|
| 各季交通安全運動等の交通安全対策 | 各季の交通安全運動の実施重点、推進方策及び交通事故実態に応じた諸対策について連絡・調整を行う。 |
| 協会長等会議、事務長等会議の開催 | 地区交通安全協会の適正な運営と地域の実態に応じた交通安全対策を協議するために開催する。 |
| 事故多発緊急対策の支援 | 交通死亡事故多発地域警報等の発令時等に、地区交通安全協会が実施する安全対策に対し緊急支援する。 |
| 講習センターにおける交通安全活動の支援 | 各講習センターを拠点として地区交通安全協会が実施する交通安全活動に対し支援を行う。 |
| ホームページでの活動状況発信 | 各地区交通安全協会からの報告に基づき、各地区が実施した交通安全活動について、具体的な活動内容をリアルタイムに掲載することにより、地元住民への周知を図るとともに活動への理解を深める。 |

(2) 岐阜県交通安全対策協議会

| 推進事項 | 推進内容 |
|-------------|---|
| 各種交通安全活動の協働 | 各季の交通安全運動実施要綱の策定協議に参画するほか、岐阜県交通安全対策協議会が主催する「自転車の安全利用推進月間」「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」「夏及び年末の交通安全県民運動」の周知を図るため、広報啓発活動を推進する。 |

6 表彰

| 種類 | 内容 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 警察庁長官・全日本交通安全協会会長表彰 | 交通栄誉章「緑十字金章」「緑十字銀章」 交通安全功労者 優良運転者 |

| | |
|--|--|
| <p>全日本交通安全協会 会長表彰</p> | <p>① 交通安全優良団体等 優良団体 優良学校 優良交通安全協会 ② 交通栄誉章「緑十字銅章」 交通安全功労者 優良運転者 ③ 感謝状 「緑十字金章・銀章」受賞者の配偶者</p> |
| <p>中部管区警察局長・ 中部交通安全協会協議 会長表彰</p> | <p>交通安全功労者 優良運転者 優良団体・協会等</p> |
| <p>岐阜県交通安全対策 協議会長（知事）表彰</p> | <p>① 功労者・団体・学校 交通安全功労者 優良団体 優良学校 ② 優良運転者 特別優秀章</p> |
| <p>岐阜県警察本部長・ 岐阜県交通安全協会会 長表彰</p> | <p>① 功労者・団体・学校 交通安全功労者 優良団体 優良学校 ② 優良運転者 県優秀章 県優良章 県模範章 ③ 交通死亡事故抑止功労 地区交通安全協会</p> |

第4 交通安全協力事業

初心運転者の育成及び自動車運転者の安全教育等の事業を実施する。

1 運転免許取得教習

| 事業目的 | 事業内容 |
|---------|---|
| 初心運転者教習 | 新年度の入校者目標数を4,300人（普通約3,100人その他約1,200人）と設定し、初心運転者教育の充実と適正なサービスを提供する。 |

2 法定等受託講習

| 事業目的 | 事業内容 |
|------------------------|---|
| 初心運転者講習 (三田洞・東濃校) | 免許取得後1年未満の間に3点以上の違反をした者約100人に対し、運転技能及び知識の再教育を実施する。 |
| 原付講習 | 原付免許取得希望者約250人に対して、知識・実技講習を実施する。 |
| 取得時講習 | 中型・準中型・普通・二輪車免許の取得者約10人に対して、応急救護、危険予測等の講習を実施する。 |
| 違反者講習 (三田洞・多治見・高山校) | 軽微な違反を繰り返し、累積点数が6点になった者約500人に対して、再教育を実施する。 |
| 取消処分者講習 (三田洞校) | 取消処分を受けた者等で、運転免許再取得希望者約250人に対して、再取得に向けた再教育を実施する。 |
| 高齢運転者認定教育 | 70歳以上の運転者約14,700人に対する高齢運転者認定教育を実施する。 |
| 高齢者に対する交通安全講習 | 65歳以上の運転者、運転免許のない者約300人を対象としたシルバー・ドライビングスクール、シルバー・セーフティスクールなど参加型、体験型の交通安全講習を積極的に開催して、高齢者の交通事故防止を図る。 |
| 企業等の職員等に対する講習 | 企業等の職員に対する安全運転講習として、運転適性検査、シミュレータ検査、運転技能検査、危険予測、法令知識等について講習を実施する。 |

第5 受託事業

1 警察本部からの受託事業

| 事業目的 | 事業内容 |
|-------------|---|
| 運転者更新時講習 | 本年度の運転免許証更新予定者約 232,000人に対し、岐阜、西濃、中濃、多治見、東濃及び飛騨の6センターにおいて、運転者の態様に応じ「優良・一般・違反・初回」に区分した講習を行う。 |
| 停止処分者講習 | 交通事故や交通法令違反等により、運転免許の停止処分を受けた運転者約 1,900人に対し、安全運転講習を実施し、運転者の危険性の改善を図る。 講習では、運転免許停止処分日数に応じて短期・中期・長期に区分し、各種交通安全教材を活用した講義、運転適性診断によるカウンセリング、実車及び模擬運転装置等を活用した効果的な講習に努める。 |
| 更新情報提供業務 | 高齢者を含む運転免許証の更新予定者約 340,000人に対して「更新連絡書」により、日時、場所、講習区分、携行品等を通知し、更新事務の円滑化とサービスに努める。 |
| 運転免許端末登録等業務 | 運転免許証の更新、新規免許、記載事項の変更等電算システムの運用に必要な資料を入力する業務及びマイナンバーカードと運転免許証の一体に伴う業務の適正な実施に努める。 |
| 運転免許更新等案内業務 | 運転免許証の更新予定者等に対し、申請自動受付機の操作説明、運転者講習センター内の案内等更新事務の円滑化とサービスに努める。 |
| 道路使用許可調査業務 | ア 関係機関・団体と連携して、車両の駐車、交通規制、道路使用等について広報・啓発を行い、道路使用の適正化を図る。 イ 警察署長の委託を受けて、道路使用に係る調査及び確認等の業務を行い道路環境の整備に努める。 |

2 岐阜県からの受託事業

| 事業目的 | 事業内容 |
|-------------------|---|
| 自転車安全運転体験出前講座運営業務 | 「自転車シミュレータ」による自転車運転体験を通して道路の安全な走行を学ぶ出前講座を適正に運営する。 |

3 地区交通安全協会からの受託事業

| 事業目的 | 事業内容 |
|---------|--|
| 協力金収納業務 | 地区交通安全協会長との委託契約に基づき、更新時講習者等から提供される交通安全協力金の収納業務を各講習センター及び岐阜運転免許試験場において行う。 |

第 6 会 議

協会の運営・活動方針等を検討するため、次のとおり会議を開催する。

1 理事会・評議員会開催計画

- (1) 理事会
 - ア 第1回通常理事会 6月3日(火)
 - イ 第2回通常理事会 令和8年3月(下旬)
 - ウ 臨時理事会 6月24日(火)
- (2) 評議員会開催計画
 - 定時評議員会 6月24日(火)

2 ブロック別地区交通安全協会長等会議

11月中旬～12月上旬

3 地区交通安全協会事務長・書記会議

- (1) 第1回会議 5月10日(土)
 - (2) 第2回会議 10月11日(土)
- ※ 第2回会議は、事務局長個別訪問に変更する場合がある。

4 地域交通安全活動推進委員協議会

総会及び研修会 6月(下旬)